

印西地区環境整備事業組合  
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会  
会議録

開催回数	第 7 回				
開催年月日	平成25年10月27日(日)				
開催時間	13:00～16:40				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 堀本 桂 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘 山本 博久
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	岩崎 良信
		印西CC	技術班 技術班 技術班	工場長 主 幹 主 幹 副主幹 主 査 副主査	大須賀 利明 高橋 康夫 鳥羽 洋志 土屋 茂巳 鈴川 昭夫 川砂 智行
関係市町	栄町環境課		課 長	岩崎 正行	
コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所	技術部	課 長 主 任	朝日 大輔 糸山 豊	

※印西市環境経済部クリーン推進課職員：欠席

※白井市環境建設部環境課職員：欠席

※傍聴人：11人

次第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第6回会議）	3
3 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について	4
4 候補地の比較評価項目・基準・配点について	10
5 候補地の募集要項について	未審議
6 その他	40
7 閉会	40

## 次第1 開会

### **川砂智行（事務局：副主査）**

只今から印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第7回会議を開会します。

まず、事務局から報告事項があります。

本日、印西市及び白井市の衛生担当課職員は、公務のため欠席との連絡を事前にいただいております。

それでは、開会に当たり委員長のご挨拶をお願いします。

### **寺嶋均（委員長）**

本日は、用地検討委員会の第7回会議に、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

会議を円滑に進めたいと思いますので、皆さんの協力をお願いします。

議題に入る前に、本日、第7回会議の会議録署名委員ですが、山口委員と柴田委員にお願いしたいと思います。

## 次第2 会議録について（第6回会議）

### **進行（委員長）**

次に、次第の2番、「第6回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

### **川砂智行（事務局：副主査）**

第6回会議の会議録をご覧ください。

こちらは、既に委員長と会議録署名委員に確認をいただいた最終版の会議録で、明日、組合ホームページにて公開する予定です。

### **寺嶋均（委員長）**

事務局から説明が終わりました。

質問などがありましたらお願いします。

（「異議なし」との発言あり）

### **寺嶋均（委員長）**

この会議録で承認とします。

### 次第3 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について

#### 寺嶋均（委員長）

続きまして、次第の3番、「ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

#### 高橋康夫（事務局：主幹）

10月20日に開催した印西地区ごみ処理基本計画検討委員会の第5回会議の概要を報告します。

先ず議題の2番、ごみ排出量及び処理量の目標については、ここ3回ほど議題となってきましたが、資料に記載のとおり決定しました。

①番の総ごみ排出量原単位は、平成40年度を最終目標として、1人1日当たり760グラムとしました。

内訳として、②番の家庭系ごみ排出量原単位は、現在1人1日当たり520.8gのところ、平成40年度の最終目標は、1人1日当たり430gとしました。

また、中間目標年度である平成32年度の目標は、1人1日当たり470gとしました。

③番の収集・集団回収資源物排出原単位は、平成40年度の目標として、1人1日当たり200g以上としました。

④番の事業系ごみ排出量原単位は、平成40年度の目標として、1人1日当たり130g以下としました。

これらの目標設定は一番下に記載しているとおり、ごみ排出量推計を過去5年間の実績に基づくものとしましたが、本目標値は過去10年間の実績に基づく将来予測ともほぼ合致しています。

次に、議題の3番、ごみ減量施策及びアンケート結果に関し、資料に記載はありませんが、ごみ減量に係る30施策を決定しました。

次に、議題の4番、次期中間処理施設整備事業の基本方針については、次期施設に望まれる施設のあり方を6項目の基本方針として示したものです。

また、一番下に記載しているとおり、過日、ごみ処理基本計画検討委員会から報告のあった将来施設規模の見込みは166t±10%で、その根拠は家庭系ごみ排出量原単位の目標値を470gから430gとし、平成40年度の焼却処理見込み量を37,893.96tとしています。

その他、災害廃棄物処理量1,000t、その他のごみ量3,000tを合わせて計算すると将来施設規模の見込みは156トンになりますが、166t±10%の範囲内となります。

なお、この将来施設規模の見込みは、ごみ処理基本計画の資料編に記載されます。

#### 寺嶋均（委員長）

事務局から説明が終わりました。

質問などがあればお願いします。

### **藤森義韶（委員）**

6項目で構成された基本方針案は、候補地の募集要項の一部となりますが、内容を見ると、平成25年5月31日に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画がそのまま転載されているという気がします。

基本的に基本方針はごみ処理基本計画検討委員会が検討するものなので、用地検討委員会がどこまでその内容について訂正及び意見を申し述べる事が出来るのか分かりませんが、なぜ、印西地区の地域特性というものを組み込んでいないのでしょうか。

具体的なことは省きますが、これまでの経緯からすると経済性の問題及び住民参加の問題が欠落しています。

この案で決定だとすれば、候補地の募集にあたり少し問題があるのではということ指摘しておきたいと思います。

### **高橋康夫（事務局：主幹）**

ご指摘のとおり、この基本方針は5月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画に基づいた項目を集約したものとなっています。

### **藤森義韶（委員）**

国の計画の引き写しでは、前回計画の反省及びこれまでの経緯・議論等を考えた際、内容が不十分なので、地域特性の件を加えるべきです。

### **寺嶋均（委員長）**

基本方針を纏める権限はごみ処理基本計画検討委員会が有していますが、用地選定に当然関係があることなので、藤森委員の意見をごみ処理基本計画検討委員会へお知らせすることでどうでしょうか。

### **藤森義韶（委員）**

用地検討委員会が纏める候補地の募集要項の中にこの基本方針を掲載するので、少し用地検討委員会でも論議しておく必要があると思います。

他の委員の皆さん方の意見も是非伺ってみたいと思います。

### **寺嶋均（委員長）**

藤森委員から、経済性及び住民参加の観点の基本方針に含まれていないことについて指摘がありましたが、他の委員の皆さん方の意見はどうでしょうか。

### **河邊安男（副委員長）**

藤森委員の仰るとおりだと思いますが、用地を募集するに当たって経済性及び住民参加の観点は必ずしも必要ではなく、候補地を比較評価する際に検討することも可能だと思います。

確かに基本方針に記載してある内容そのものは少し違和感を覚えますが、先程委員長が仰ったように、ごみ処理基本計画検討委員会にこのような意見が提出されたということを伝えれば良いと思います。

### **柴田圭子（委員）**

候補地の募集要項の中に基本方針を記載するのならば、きちんと申し入れをするなりしたほうが良いと思います。

国の計画の引き写しでは、何のために地域の中間処理施設の基本方針を決めたのかが全く

分からない状況になります。

**岩井邦夫（委員）**

基本方針はごみ処理基本計画検討委員会で纏めるものなので、これで仕方がないと思いますが、候補地の募集要項の中に記載する基本方針は、必要に応じて用地検討委員会で加筆等出来ると思います。

**寺嶋均（委員長）**

住民参加の件は、かなり基本的な事柄になるので、ごみ処理基本計画検討委員会側で加えてもらうのが良いかもしれません。

いずれにしても、用地検討委員会で提出された意見を事務局からごみ処理基本計画検討委員会へ先ずは伝えてもらうことで良いと思います。

**岩井邦夫（委員）**

ごみ処理基本計画検討委員会へ伝えた結果、反映されなかった場合、用地検討委員会で検討し候補地の募集要項の中に取り込めば良いと思います。

本来は、ごみ処理基本計画と施設整備基本計画が必要となります。

前回計画は、それぞれ策定してから用地選定に進みました。

今回計画の1番の問題は、施設整備基本計画がない中で用地選定を行っていることです。

**寺嶋均（委員長）**

その点に関連して、私もこの基本方針に不満が1点あります。

(5)の災害対策の強化ですが、追記したい内容として「大規模災害発生時に周辺住民の避難収容機能も備えた防災拠点」というようなところまで記載していただきたいと思います。

ごみ処理基本計画検討委員会が基本方針に関して纏めていただくという役割分担が確定している状況なので、用地検討委員会で提出のあった意見を事務局からよく話していただいて、その結果、この基本方針をアレンジしない場合には、岩井委員の意見にもありましたが、用地検討委員会が募集要項に追加補充するような形として打ち出すことでいかがでしょうか。

**藤森義韶（委員）**

この基本方針は、用地取得、費用の問題及び住民参加の問題等、用地検討委員会に関係していますが、今回示された基本方針は、国の内容をそのまま引き写しているだけです。

それでは地域の特性は何もありません。それで本当に良いのでしょうか。

我々が今まで論議したことが全く基本方針の中に取り上げられないことは問題だと思います。

これは基本的な問題なので、もう少し用地検討委員会の委員の皆さん方の意見を伺って検討を進めるべきだと思います。

今後は、この基本方針がベースになっていきますので、非常に重要な問題だと思います。

先程、権限はごみ処理基本計画検討委員会にあると申し上げましたが、用地検討委員会はこの基本方針に沿って検討を進めざるを得ません。

費用の問題及び住民参加の問題は、非常に重要であり、それが基本方針から抜け落ちているということは問題なので、やはりここで論議をお願いしたいと思います。

### **亀倉良一（委員）**

藤森委員が仰る経済性の問題及び住民参加を非常に重視していくという基本的な姿勢を募集要項の中に盛り込むことは当然のことです。

今迄そういう点で議論してきたことから、全く賛成です。

問題は、ごみ処理基本計画検討委員会でカバーすべき範囲と、用地検討委員会が用地を実際に募集する段階で触れるべき範囲の分けだと思えます。

また、藤森委員から指摘のあった不足している部分について、ごみ処理基本計画検討委員会ではそのような方向を反対だと言っているかということ、決してそうではないと思えます。

たまたま検討の過程で触れられていなかっただけだと思えます。

そうした状況を前提にして、我々としては当然募集要項の中に、必要情報を組み込んでいくべきだと思えます。

藤森委員が仰ることは分かるのですが、その点を徹底して追求するとなると、当初から問題となっていたコンセプトを決めてから募集するのか、あるいはそれが間に合わないので、コンセプトの検討と並行して募集するのかといった問題に突き当たってしまいます。

両委員会が完全に一致するまで基本方針を検討するのであれば、今までの進め方を根本的に変えなければいけないことになります。

そういう不備は認め合ってきたわけですから、そうした前提で扱っていくしかないのではと思えます。

### **柴田圭子（委員）**

ごみ処理基本計画検討委員会は、この基本方針で異議なく決定となったのですか。

### **高橋康夫（事務局：主幹）**

異議ありませんでしたが、12月1日の第6回会議で最終確認することとしています。

### **寺嶋均（委員長）**

藤森委員、岩井委員、亀倉委員、柴田委員から色々な意見をいただきました。

ごみ処理基本計画検討委員会としては、自らの権限に色々口を挟まれてたくないという思いを感じる委員もいなくはないと思えますので、こうした意見が提出されたということだけを事務局からごみ処理基本計画検討委員会へ伝えてください。

ごみ処理基本計画検討委員会の調整結果を確認した後、用地検討委員会による候補地の募集にあたり、必要に応じて内容の補充及び追記等を行い、住民に対してきちんとした形の姿勢を示すことも考えられます。

### **藤森義韶（委員）**

次回のごみ処理基本計画検討委員会の会議開催日は12月1日とのことですが、候補地の募集を行うのはいつですか。

それまでに基本方針の最終調整は可能ですか。

### **川砂智行（事務局：副主査）**

パブリックコメントを募集した後、12月下旬に予定している用地検討委員会の第9回会議の開催及び管理者へ中間答申し、年明けの1月から候補地の募集を行うスケジュールで考えています。

よって、スケジュール的には用地検討委員会の第9回会議で、基本方針の最終調整が可能です。

#### **寺嶋均（委員長）**

住民の皆様に対しては、本事業について住民参加を極力図ること及び経済性を重視した形で進めることをはっきり打ち出す必要があると思います。

候補地の募集要項は用地検討委員会で決めるので、もし、ごみ処理基本計画検討委員会で纏める基本方針の内容が不足する、あるいは用地検討委員会として不十分だと考えられる場合は、用地検討委員会で基本方針を追記またはアレンジすることで前へ進めたいと思います。

いずれにしても藤森委員の意見は非常に大事な部分だと思います。

#### **藤森義韶（委員）**

ごみ処理基本計画検討委員회에伝えていただきたいのは、やはり国の指針を羅列するのではなく、地域の特性を生かしていただきたいということです。

今、委員長が仰った用地検討委員会でこれまで検討した結果及び前回計画の反省点を踏まえた2項目を加えていただきたいことについて、はっきり伝えて欲しいと思います。

#### **岩井邦夫（委員）**

もう1点あります。

参考資料①の最後に、将来施設規模の見込みとして166 t/日±10%と記載されています。

先程の説明からすると、166 tは平成40年の家庭系のごみ排出量原単位が470 g/人・日を前提としていますが、最終的には430 g/人・日という厳しい目標に切り替えました。

430 g/人・日をベースにして計算すると156 t/日になりますので、当該施設規模に改めるべきだと思います。施設規模が10 tも小さくなります。

建設費は、今の平均で施設規模の1日1 t当たり3千5百万円位掛かります。

よって、10 t違えば3億5千万円も違います。

166 tを改めないでそのままにすることは、理解することが難しいです。

また、質問ですが、166 tは事業系と家庭系ごみを合わせた総排出量の目標をベースにして、さらに災害廃棄物として約4,000 tを見込んで算出しています。

ところが今回は災害発生廃棄物を1,000 tに変更して、その他のごみとして年間3,000トンを見込んでいます。

この3,000トンというのは何でしょうか。つじつま合わせで3,000トンを加えたのでしょうか。全く理解できません。

#### **高橋康夫（事務局：主幹）**

まず、その166 tと156 tの取り扱いですが、基本的にはあくまでも減量目標値がベースになるので、目標を達成した場合の処理能力になります。

また、実際にどの位の施設規模になるかというのは、工事直近で行うごみ量予測により算出します。

よって、現時点で施設規模1 t当たり幾らだから高い安いという議論は、時期尚早である

と考えています。

また、166tは、先ほど説明したとおり減量目標値470gを達成した場合の施設規模ですが、ごみ量の予測はどうしても上下差が出てくるので、±10%を考慮して9月に用地検討委員会へ報告しました。

しかしながら、その後、減量目標値をさらに低くすべきとした意見の提出、過去10年間の実績に基づく予測では大体430gになること及び今後も各種施策を展開しながらごみの減量・資源化に努めていくとした目標の中で、減量目標値470gを430gに改めました。

また、当初の事務局案である災害廃棄物処理量4,000tは、他自治体の実績等を踏まえ、全体の約10%を見込んだものです。

その後、災害廃棄物は、今回の東日本大震災の実績がほぼ最大の発生量であり、今後は1,000t程度が予測されることから、災害廃棄物処理量を1,000tに改めました。

また、その他のごみ3,000tは、現在もごみ処理検討委員会の会議で色々議論をしているところですが、分別収集している容器包装プラスチックを焼却した場合のごみ量相当を見込んだものです。

#### **岩井邦夫（委員）**

容器包装プラスチックは、現状において1t当たり10万円を掛けて処理しているものの、結局は燃やされているのではないかという批判があることから、最初から燃やして熱回収したほうが効率良いという話があり、私も賛成です。

しかし、その方針を決定してから、処理量としての3,000tを見込むべきです。

3,000tを見込まなければ、施設規模は更に小さくなりますので、先程から話題になっている経済性を追求するのならば、できるだけ小さいコンパクトな焼却施設が良いわけです。

また、減量目標値470gを430gに改めたにも関わらず、施設規模が166tのままでは、住民の皆さんに理解していただくことは困難だと思いますので、ごみ処理基本計画検討委員会の委員の方に伝えてください。

#### **黒須良次（委員）**

経済性と住民参加の件を次期中間処理施設整備事業の基本方針に盛り込むことを用地検討委員会からごみ処理基本計画検討委員会へ進言すべきという藤森委員の意見に同感です。

ごみ処理基本計画はごみ処理事業全体の言わばマスタープランで、用地検討はその附属的な部分に該当します。

用地検討委員会の今までの検討経過の中で、経済性や住民参加の重要性はさんざん議論してきましたが、やはり全体の中でもきちんと位置付けてもらわないと私達は困るわけです。

具体的には、例えば基本方針の（7）として、今後の用地選定や次期中間処理施設の整備基本計画の策定に当たり経済性へ配慮することや、住民参加の推進に努めますという一文を加えてもらえれば、用地検討委員会の姿勢や方針が位置付けられることとなります。

両委員会の整合を図る意味では、きちんとその一文をごみ処理基本計画検討委員会に入れていただくよう、用地検討委員会から依頼する方向で進めたほうが間違いのないと思います。

**寺嶋均（委員長）**

新項目を起こしても構わないと思いますが、基本方針の（２）地域住民等の理解と協力の確保に、住民参加という言葉を加えても良いと思います。

また、（６）廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化に経済性を加えても良いと思います。

**黒須良次（委員）**

基本方針の（１）から（６）までは、次期中間処理施設の整備に当たっての基本的なあり方、考え方が基本方針として述べられていると思いますが、用地選定のことは一切触れていません。

経済性の話は用地選定も該当するし、また、（１）から（６）まで全てに関わるようなことになると思うので、出来れば独立した項目を持つほうが良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

皆さんの意見は、是非、基本方針に織り込むような形にしていきたいと事務局からごみ処理基本計画検討委員会に伝えてください。

また、要望も強かったこともきちんと事務局から伝えてください。

ごみ処理基本計画検討委員会の最終結論を確認してからでないといけませんので、本件はこれで締めたいと思います。

（「異議なし」との発言あり）

**次第４ 候補地の比較評価項目・基準・配点について**

**寺嶋均（委員長）**

それでは、本日の一番中心となる議題、次第の４番、「候補地の比較評価項目・基準・配点案」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

**川砂智行（事務局：副主査）**

関係資料は、会議資料１ページ、別冊の補足資料、参考資料の②番及びA 3サイズ１枚の案２となります。

まず会議資料の１ページをご覧ください。私からは資料のアウトラインを説明し、その後コンサルタントから詳細説明をします。

比較評価項目等は、第１回会議において前回計画における比較評価表などを提出し、その後、第２回会議では参考資料として前回計画の事業対象用地の評価に関する報告書一式を提出しています。

その後、第５回会議では前回計画と他事例の比較資料を提出し、前回の第６回会議ではこれまで皆様からいただいた比較評価項目に関する意見を取り纏めた資料を提出しています。

前回会議の纏めとしては、コンサルタントが経験した他の都市事例や前回計画の内容など

を勘案して、比較評価項目のほか、評価基準と配点を含めた一式の事務局案を作成する運びとなりました。

資料の作成に当たりましては、これまでいただいた委員意見や意見書をはじめとし、住民意見受け付けの取り組みにより提出のあった意見書、また前回計画において住民の皆様からいただいた意見などを基礎とし、総合的な判断のもと資料作成しました。

まず、1次審査、2次審査、3次審査とした多段階審査の趣旨ですが、中間処理施設に求められる本来の姿として最も重要な要素は、一般廃棄物の安全安定処理であることは論をまちません。

よって、それらを脅かす要素が多い、または脅かす程度が高い用地は、いかに地域社会貢献などの加点要素が高くとも除外せざるを得ないと考えています。

1次審査において絶対的な条件を満たさない用地を除外し、さらに2次審査において一般廃棄物の安全安定処理を脅かす減点要素及び施設の建設に適さない法的、社会的、環境的な減点要素の合計が一定数を越えた用地をまず除外することが適当であると考えています。

その後、最終の3次審査で、より良い施設となり得る用地を評価するといった多段階の審査が妥当であると考えています。

なお、仮に減点による2次審査と加点による3次審査を同時に行う一発審査だと、2次審査に相当する一般廃棄物の安全安定処理及び法的、社会的、環境的な減点要素の合計が及第点を下回るにも関わらず、3次審査に相当する加点要素が高い場合は、総合評点としては第1位になってしまう可能性があります。

この可能性は、完全になくしておくべきと考えています。

なお、2次審査をクリアした用地の評価点に3次審査における評価点を加えた総合評点により中間処理施設に適した用地の最終確認を行いたいと考えています。

#### **朝日大輔（コンサルタント）**

引き続き資料の詳細説明をします。

会議資料の1ページをご覧ください。事前配付資料と本日配付した資料の相違点を説明します。

まず1点目、1次審査、No.3の自然公園法で規定する公園ですが、備考欄に「用地の一部が自然公園法で規定する公園であっても除外する。」という文章を追加しました。

追加した理由は、自然公園法は優れた自然の風景地を保護することや、国民の保健、休養地であること、また生物の多様性の確保に寄与するというような多様な目的があることから、同法で規定する公園の用地を開発することは、一部であっても避けるべきと考えました。

2点目として、同じく1次審査、No.4のその他ですが、備考欄に「想定されるアクセス道路ルートを買収用地も候補地(比較評価対象地)の一部と位置づけて、2次審査以降に臨む。」という文章を追加しました。

追加した理由は、2次審査の評価において、例えば埋蔵文化包蔵地をアクセス道路が縦横断することも考えられるので、アクセス道路用地も審査対象とすべきと考えました。

会議資料は、以上の2点を修正しています。

続いて、補足資料の修正点を説明します。

まず、文章全体の表現について、ですます調に統一しました。

また、各評価小項目の基礎表は、見やすさを勘案し着色しました。

次に、補足資料の6ページをご覧ください。

航空規制の高さ制限の関係で、成田空港における規制表面を示した図に規制範囲毎の高さ制限を追加しました。

次に、補足資料の24ページをご覧ください。

猛禽類の評価基準の一部見直しを行いました。

事前配布資料では、猛禽類の営巣地、餌場ではないといった絶対的な表現としていました。

具体的な評価方法は現地調査を実施しますが、やはりベースは既存資料になると考えられます。

既存資料における調査時には、営巣していたものの現状において必ずしも営巣しているとは言いきれないことから、絶対的な評価は難しいと考え、「候補地内に猛禽類の営巣地または餌場がある可能性」とした評価基準に修正しました。

次に、補足資料の29ページをご覧ください。

自動車の走行に伴う温室効果ガスの算出ですが、事前配布資料は二酸化炭素そのものの排出係数の計算が抜けていましたので、二酸化炭素の排出係数及び算出例を加えました。

会議資料及び補足資料の修正点等は以上です。

続いて、会議資料の具体的な中身について説明します。会議資料の1ページをご覧ください。

前回の第6回会議の資料から、大きく2つの点を改善しています。

まず、1点目は、評価に当たり、1次審査、2次審査、3次審査として、住民目線における分かりやすさを考慮した3段階評価としました。

前は募集の絶対条件、1次評価、2次評価という用語にしていたましたが、募集の絶対条件を1次審査、また、評価を審査に置き換え整理しました。

2点目は、評価項目全般の見直しを行いました。

前回の資料は、考えられる小項目を可能な限りリストアップすることを優先事項として作成しましたが、大、中、小の各項目の繋がりが少しちぐはぐしている部分も見受けられたこと及び立地におけるマイナス面とプラス面の評価項目が混在しているという委員意見を踏まえて、大項目の前に基本的視点を2つ設定しました。

基本的視点とは、2次審査、3次審査の視点となります。

2次審査の基本的視点は、施設の建設、運営に適さない用地を評価する視点で、いずれも土地が既に持っているもの、現在持っているその土地の法規制であったり、その土地の社会的影響であったり、環境保全、安全性、そういった住民目線でも分かりやすい項目で大項目を設定しています。

3次審査の基本的視点は、より良い施設となり得る用地を評価する視点で、施設の建設に伴う未来、これからどうなるかというところに視点を置き、プラス要因として評価する項目を揃えました。

周辺住民との合意形成、施設を建設するための造成費、施設稼働後の地域社会貢献の3点

を大項目に設定しています。

なお、ごみ焼却施設は迷惑施設ではなく、余熱利用など地域に役立つ側面もあることを住民にアピールすることも1つのポイントと考えました。

以上のとおり、基本的視点により分類した大項目と小項目を設定し、かつ各項目はできる限り簡明に表現しています。

なお、前回の資料では、中項目も設定していましたが、住民の皆様への分かりやすさにおいては逆効果の側面があると考え、この度削除しました。

次に、配点ですが、前回計画は78点満点でした。

しかし、住民目線からすれば項目別の重要度が感覚的に把握及び理解し難いと考え、2次審査と3次審査ともに100点満点という形で設定しました。

次に、各配点については、重要度が高いと考えられる大項目の配点を高く設定し、高配点順に並べ替えをしています。

大項目を順に説明しますが、法規制はマイナス30点としました。

法により規制されている趣旨及び目的の尊重、また、まちづくりの基礎となる要素であることから、相対的に比較的高い配点としました。

次に、社会的影響も同じくマイナス30点としました。

検討の過程では、前回計画における住民の皆様からの意見に基づく施設立地反対の背景を勘案し、単独の最高配点も考えましたが、これまでの会議における委員意見の多勢が、現代の清掃工場はいわゆる迷惑施設ではないことに立脚していること、また、ごみ処理基本計画検討委員会が纏めた公害防止に関することとして、現印西クリーンセンターにおける公害防止基準以上に対応できる設備を備えること、また、最新技術を導入した施設整備とすることを掲げているので、配点は相対的に比較的高い程度に抑えています。

次に、環境保全是マイナス25点としました。

相対的に平均的な配点となりますが、No.6の法規制の用途地域の適合で、市街化調整区域をマイナス評価していること、No.8の社会的影響の地域景観への影響では、里地、里山の景観も含まれ、間接的に本件と関係しています。

また、No.11の地球温暖化防止は、評価基準を収集運搬車両によるCO<sub>2</sub>の発生量としていますが、3次審査のNo.16の概算工事費でも運搬距離に応じたコスト面を評価するので、間接的に本件と関係します。

よって、相対的に平均的な配点であるマイナス25点でも妥当と考えました。

最後に、安全性はマイナス15点としました。

相対的に低い配点となりますが、液状化と地形の問題につきましては対策工事を施工することで、ある程度解決できるのではないかという考えがあります。

液状化であれば、地盤をセメント改良する対策、地形であれば斜面をアンカー工で固定するなどの対策が考えられ、これらは実質的に3次審査のNo.16の概算工事費で評価されます。

しかしながら、対策工を施工してもリスクは残りますので、当該リスクに対する配点として15点としました。

よって、特に液状化の配点、マイナス10点は、絶対的に見ても相対的に見ても非常に高

い配点であると考えられますが、前回の計画における住民の皆様からの意見、またこれまでの委員意見を総合的に勘案すると妥当な配点と考えています。

次に、3次審査ですが、住民合意形成の配点は45点で、全ての項目で最高配点となります。

応募条件としては、町内会・自治会の同意や隣接地権者の境界同意は必須ではありませんが、当該同意書を添えて応募があった場合は、以降の事業展開が極めて円滑に推進することが想定されることから、高い評価をすべきと考え、相対的に最高の配点としました。

次に、経済性の配点は40点としました。

前回計画における住民の皆様からの意見及びこれまでの委員意見を総合的に勘案すると、高い評価をすべきと考えました。

なお、小項目単位で比較すると、本項目が最高配点となります。

最後に、地域社会貢献の配点は15点としました。

地域社会貢献は重要な項目ではありますが、住民合意形成や経済性の重要度とのバランスを考えると、15点が妥当と考えました。

続いて、補足資料を説明します。

ポイントとなる部分のみを説明し、不足の分はその後質問等で受けたいと思います。

補足資料の1ページをご覧ください。

面積要件ですが、必要面積は、前回2.5ha程度と設定しましたが、用地の場所によっては防災調整池の設置が必要となる場合が想定されることから、2.5haから3ha程度という幅を持たせました。

ちなみに、現在地は防災調整池を設置する必要がありません。

次に、2ページをご覧ください。洪水浸水地域です。

この図は印西市の洪水・土砂災害ハザードマップで、これらの既存資料に候補地を表示し、判断する考えです。

次に、3ページをご覧ください。自然公園法で規定する公園です。

図面で示すとおり、緑と青で囲まれた範囲が当該公園となります。

ここまでの1次審査の内容です。

続いて、4ページをご覧ください。

ここで、表の見方を簡単に説明しますが、先程説明した着色している基礎表は、会議資料1ページと内容がリンクしています。

航空規制の表をご覧ください。

評点は幅を持たせるべきと考え、0点、マイナス3点、マイナス5点とした3段階で設定しています。

前回計画では点数幅が狭く、1点、2点、3点としていました。

次に、その下の欄ですが、解説欄と備考欄を加え、補足的な事項を記載しています。

このような体系で表を作成していますので、以下の項目も同様の見方をしてください。

次に、埋蔵文化包蔵地の評価基準をご覧ください。

候補地内の50%未満、50%以上という形で点数を区分しており、5ページの農用地区

域及び生産緑地地区も、同様の区分としています。

6 ページから 14 ページは法規制に関する基礎データです。

15 ページは用途地域の適合です。

用途地域の評価基準は、工業系は0点、比較的大きな建物が建てられる住居地域、商業地域及び市街化調整区域についてはマイナス5点、住居専用地域をマイナス10点という形で設定しています。

16 ページから 18 ページは用途地域に関する基礎データです。

17 ページは、市街化区域と市街化調整区域をグラフ化した資料ですが、関係市町の全域が都市計画区域に指定されており、各市町ともに市街化調整区域が多いことが確認できます。

19 ページは生活環境への影響です。

住宅や学校、病院など、それぞれ敷地境界からどの位距離が離れているかという評価基準を設定しています。

20 ページは地域景観への影響です。

評価基準としては、影響が少ない、やや影響がある、大きく影響があるとした3段階の評価していますが、地域景観は都市景観及び里山景観など、様々なケースが想定されるため、評価方法としては用地検討委員会の会議にて総合的に判断する手法が妥当と考えました。

21 ページは里地・里山の保全です。

里地・里山とは、環境省の定義では、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域としています。

里地・里山の構成要素は、只今申し上げたように多種多様であることから、その中で森林を1つの基準として取り上げ、評価基準に地域森林計画対象民有林を掲げました。

22 ページは、地目別の土地利用の状況を示しています。

23 ページの資料は前回会議でも提出しましたが、印西市の地域森林計画対象民有林の一部の抜粋です。

かなり小さな森林であっても当該民有林に指定されている状況です。

24 ページは生物多様性の保護です。

猛禽類と鳥獣保護区を対象に評価基準を設定しています。

具体的な評価方法は25ページをご覧ください。

こうした既存資料による情報収集や現地調査を実施し、評価したいと考えています。

27 ページは地球温暖化防止です。

用地選定に関する地球温暖化防止の観点であることから、収集運搬車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量の違いで評価したいと考えています。

28 ページ、29 ページは地球温暖化防止の基礎データとなります。

収集運搬車両の走行距離がポイントになりますが、走行距離は関係市町の人口重心の位置から候補地までの直線距離を計測し、温室効果ガスの量を算出したいと考えています。

30 ページは液状化予測地域です。

可能な限り詳細なデータを活用し、液状化の影響を回避したいと考えています。

33 ページは地形の状況です。

地形の形状から判断し危険を回避する考え方で、傾斜角度が30度を超えるような急な斜面の地域や、大雨などにより土砂災害が発生しやすい区域を減点評価したいと考えています。

34 ページから36 ページは、地形の形状の基礎データです。

37 ページからは3次審査の項目となります。

まず、周辺住民の理解度・協力度ですが、候補地が属する町内会・自治会等の同意書を取得している場合は30点と評点を高く設定しています。

1点から29点に関しては、2次候補地選定後に、候補地毎の周辺住民説明会などを実施する考えですが、その際、周辺住民の理解度や協力度で評価する点が認められる場合は、その度合いに応じて総合的に評価したいと考えています。

敷地境界の確定も、1点から14点という設定をしていますが、例えば隣接地権者の境界同意書が過半数取得されていることや、境界同意書の取得見込みがあることなどを総合的に勘案して評価したいと考えています。

38 ページは概算工事費です。

用地取得費、基盤整備費用、収集運搬費用及び収益費用の30年間分を考慮し、合計金額で評価したいと考えています。

なお、用地取得費は、候補地の簡易不動産鑑定を委託し、概算用を算出したいと考えています。

その他の費用は、過去のデータから概算工事費を算出したいと考えています。

39 ページは、ごみ焼却熱の利用形態、地域防災拠点の効果及び情報発信拠点等の効果です。

評点は0点から5点という幅を持たせて、効果の度合等に応じて総合的に評価したいと考えています。

補足資料の説明は以上です。

なお、参考資料②は、他事例の比較評価項目等を纏めたもので、審議の参考としてください。

#### **寺嶋均（委員長）**

本件については、岩井委員、黒須委員、亀倉委員、渡邊委員及び前回会議の傍聴人の方から意見書の提出がありました。

しかしながら、全ての意見書を本日の会議で取り上げて、意見の趣旨などを説明いただくことは限られた時間の中で非常に難しい点があること、全ての意見書は事前に全委員へメール送信していること及び事務局から説明があったように意見書の内容を反映させながら資料作成したとのことから、気がついた点などがある委員は、その都度発言する形で審議を進めたいと思います。

なお、事前に事務局からメール送信された資料を確認したところ、いくつかの修正点が考えられたので、私から候補地の比較評価項目・基準・配点（案一2）としたタイトルの追加資料を提出しました。

補足資料の37ページのとおり、住民合意形成の満点が30点ですが、30点のケースは

候補地が属する町内会・自治会等の同意書がある場合としています。

ここで疑問に思ったことは、個人の立場で広い土地を所有し、個人の立場で応募した場合に、2次審査が終わりパスした候補地は、事務局案の募集要項によると公表することになっています。

その後、3次審査が始まる前までに、個人の立場で町内会・自治会等の同意書を取得する段取りになると思いますが、個人の立場で簡単に同意書を取得出来るか疑問です。

町内会・自治会等は、急に言われても難しいといった反応が想定され、同意書の取得は非常に困難なのではということが1点目。

また、現在地は候補地の1つとして位置付けることを既に決定していますが、町内会・自治会等がないと聞いています。

町内会・自治会等がないと同意書は取得しようがありません。あるいは同意書を取得する必要がないといった解釈になるのかどうか。また、同意書を取得する必要がないということであれば、同意書を取得したことと同じと考えて良いのかどうか。

そうした判断の仕方が問題になると思うので、そうした観点からすると同意書で住民合意形成を評価して良いのだろうかという疑問が生じます。

よって、大項目の住民合意形成を地権者の状況に変更し、小項目は地権者の数、抵当権等の権利関係及び敷地境界の確定状況の3項目とし、検討委員会で客観的に確認及び判断出来る事柄に限定して評価せざるを得ないのではと思います。

また、事務局案の住民合意形成の最大配点は45点ですが、大項目を地権者の状況として3つの小項目とした際の最大配点は、45点では多過ぎると考えられるので、各小項目の最大配点を10点とし、大項目の最配点を30点とすることが考えられます。

余った15点は、ある面では重みをつけても良いと考えられる地域社会貢献の3つの小項目に5点ずつ配点することを考えてみました。

私の体系と事務局の体系のどちらが良いのか、また、不十分な点及び修正すべき点をこれから議論したいと思います。

(暫時休憩)

**寺嶋均 (委員長)**

ここで、2時40分まで休憩とします。

(再開)

**寺嶋均 (委員長)**

用地検討委員会の会議を再開します。

一通り、候補地の比較評価項目・基準・配点案の説明がありましたが、中身が大変広範囲に亘るので、まずは大きな視点で評価の体系についてから意見ををお願いします。

**亀倉良一（委員）**

私は意見書を事前提出しており、その内容を踏まえて申し上げますが、今回提出された事務局案は、全体の大項目のバランスも非常に良いのではと感じますし、小項目についても特に後半で住民合意を非常に重視した配点になっており、非常に納得の出来る内容だと思いました。

事前提出した意見の基本的な部分は盛り込まれていることから、特に意見や異論はありません。

**岩井邦夫（委員）**

3段階の審査としたことは賛成ですが、2次審査、3次審査を経て、最終的には2次審査と3次審査の評価点の合計点で最終確認するにあたり、2次審査でマイナス点の多い候補地は3次審査に進めないということではなく、1次審査をパスした候補地は全て3次審査まで進めるのであれば賛成します。

前回は申し上げましたが、人間に例えると、良い点も悪い点もある中、悪い点だけ見て振り落とすのでは問題があり、良い点と悪い点を両方加味して総合評価したほうが良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

岩井委員の意見は、先程の事務局説明と対立するような内容ですが、事務局の意見はどうか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

先程の説明と重複しますが、2次審査において確認する清掃工場が操業するに当たって脅かされる要素及び不適切な要素が一定数以上ある用地については、どれだけ加点要素があったとしても排除せざるを得ないと考えています。

事務局案では2次審査をクリア出来る候補地を60点以上と設定しており、60点未満の候補地は3次審査に進めないという前提で考えています。

**岩井邦夫（委員）**

60点未満という説明がありましたが、2次審査はマイナス点を付けるのでは。

**寺嶋均（委員長）**

持ち点が100点あり、そこからマイナス点を加え、残った点数が60点以上あれば3次審査へ進めるということです。

**岩井邦夫（委員）**

分かりました。

**藤森義韶（委員）**

3次審査のNo.17ごみ焼却熱の利用形態における評価の考え方として、ごみ焼却熱を利用する選択肢が多い候補地が望ましいとしていますが、ごみ処理基本計画検討委員会から報告等を見ると、今度のごみ焼却熱の利用は高効率発電とするとしています。

そうした中、果たして地域に蒸気を供給することが可能なのでしょうか。

可能であったとしても、逆に言えば高効率発電が出来なくなるのではないのでしょうか。

そうだとすれば、この項目はふさわしくない気がします。

また、No.1 8 地域防災拠点の効果における評価の考え方として、地域防災拠点の効果が高い候補地が望ましいとしていますが、地域防災拠点とは一体何かということ考えた場合、一般的には市役所、消防署、病院、警察だと思えます。

3.11の際は電力不足がありましたが、そうした施設が非常時に電力をどう確保するか、また、次期施設で発電した電力をどうやって供給するかが一番重要な課題です。

そうしたことを考えると、地域防災拠点という用語の意味がどうも良く理解出来ません。

**岩井邦夫（委員）**

内容個々の審議はこれからで、今は体系の審議と理解しています。

**藤森義韶（委員）**

体系だけですか。

**寺嶋均（委員長）**

内容は、次のステップで審議したいと思います。

**藤森義韶（委員）**

分かりました。

**黒須良次（委員）**

基本的にこの3つの審査ステップで進めると、スムーズに事が運ぶと思います。

ただ、1次審査については条件確認ということで大体分かるのですが、先程説明があったように、2次審査の視点と3次審査の視点が全く違う中、2次審査と3次審査の大項目の仕分けが微妙に重なっている部分があるのではと思います。

例えば委員長案の3次審査に入っている地権者の状況や、事務局案の住民合意形成という部分は、権利関係等における事業の実現性に関し非常に重要な要素となるので、むしろ2次審査で確認すべき事項だと思います。

ただ、2次審査だけで良いかというところではなく、3次審査で地権者及び周辺住民の誘致意欲・まちづくり意欲・地域産業界の意欲・地域振興意欲を確認及び評価すべきです。

農業と一体化した活用や、未整備の各種インフラを中間処理施設と一体的に整備することなどが考えられます。

要するに、まちづくりを一緒にやっていける候補地はプラスで評価していくということです。

そうした観点で2次審査と3次審査に分けるべき内容があるのではと感じています。

また、3次審査は、3つの小項目に分かれています、やはり地域の誘致意欲やまちづくり意欲をしっかりと評価すべきだと思います。

また、2次審査を通っても地域のまちづくり意欲が全くなく、むしろ消極的な地域もあるかもしれませんので、加点的な配点としては、委員長から示しいただいたように30点程度、3分の1相当あって良いと思います。

また、No.16 経済性について、中間処理施設整備は公共施設整備の中では最もコストの掛かる事業なので、やはり経済性の検討をおろそかにはできません。

よって、3分の1相当の配点があって良いと思います。

また、No.17以降の地域社会貢献ですが、地域のまちづくり意欲等と絡んで、行政の誘致

姿勢や考え方があると思います。

かなり政策的なところに絡んできますが、資料に記載されている内容は、余りにもごみ処理施設中心のミクロな視点となっていますので、もう少し整理したほうが良いと思います。

#### **寺嶋均（委員長）**

3次審査のフレームに対し意見が集中して出ました。

3次審査の項目は、事務局と私の2案がありますが、どちらの案が良いのか、また、違う案があれば意見を出していただいても結構です。

事務局の住民合意形成とした案は、同意書を取得出来れば30点というような形で審査する方法です。

それとも、住民合意形成を地権者の状況に置き換えて、違う小項目で審査する方法が良いのか。

部分的には、黒須委員から権利関係の確認に関し、3次審査ではなく2次審査でどうかという意見や、地域開発、地域振興という観点から、地元からの誘致意欲を審査フレームに加えたらどうかという意見もありました。

#### **岩井邦夫（委員）**

用地選定に当たっての全体フローが5ページに記載されています。

まず、1次審査で用地条件を確認し、2次審査を通過した候補地の周辺住民説明会を開催し周辺住民の理解度や協力度を確認した後、3次審査を行い、その後、最終確認をして、管理者に最終候補地を報告し、最後に周辺住民説明会を開催するフローになっています。

住民合意を取得する範囲の設定は難しいですが、最終的には過半数が了解した時点で合意形成という判断になると思います。

しかし、合意に至るまでは相当の交渉が必要だと思います。

3次審査で住民の合意形成を審査するにしても、実際、我々が住民の中に入って説明し、皆さんのご意見を聞いて肌で感じたこと、また、アンケートなどにより判断するのは難しいと思います。

最終的には、周辺住民と行政で地域振興策など各種の交渉が行われます。

そこで初めて合意というものは形成出来るのであって、途中の段階で用地検討委員会委員が合意形成に関する判断をすることは無理だと思います。

特に2次審査の後の周辺住民説明会は、やり方によってはここで事業が頓挫してしまう可能性もあります。

住民説明会を開催しても、私の経験では、出される内容はほとんど反対意見で、賛成意見を言う人は誰もいません。

しかも、どんな施設が整備され、周辺住民にとってどんなメリットがあるかという情報もない中、そこで同意しろということ自体、無理があると思います。

私の結論は、住民合意は最後になるということです。

また、委員長の仰る地権者の状況ですが、ある意味では1次審査で確認したほうが良いものもあります。

例えば、地権者は土地を買ってもらいたい、そこに第三者が居住しており、その方が本

当に立ち退くかどうかとも分からないのに、土地売買を進めるのは難しい話です。

委員長のレポートにも、候補地に居住者がいる場合は難しいと纏められていました。

**亀倉良一（委員）**

委員長の案2は、学識経験委員で合意された案ですか。

**寺嶋均（委員長）**

私案です。

**亀倉良一（委員）**

分かりました。

岩井委員の意見と関連しますが、私は事務局案における3次審査の大項目・小項目・点数配分は非常に妥当だと考えています。

先程の藤森委員の意見もありましたが、用地検討委員会は、住民との合意をどのように大事にして用地を選定するかということが大原則となります。

そういう意味では、例えば最終候補地を管理者に答申する段階で3箇所が残り、3箇所の最終候補地を答申にするにしても、その3箇所について周辺住民との合意がどの程度得られているのかをきちんと確認及び判断した上で答申することも原則だと思います。

ついでに、岩井委員が仰るように、住民合意は用地検討委員会の調査審議の対象ではなく、管理者に任せれば良いということであれば、初めからこの用地検討委員会の基本原則を外していることになると思います。

結果的にそのとおり行くかどうかは分かりませんが、用地を選定していく中で、この用地ならば住民との合意が得られる確率が高い、あるいはこの用地は少し難しい、そうした判断結果を示さないとならば我々の任務は果たしたことになると思います。

そういう意味では、事務局案で住民合意形成を高く配点していることは、非常に妥当な考え方だと思います。

**寺嶋均（委員長）**

1つは用地検討委員会として、住民合意形成自体に積極的な役割を果たすこと。

もう1つは、周辺住民の感触をつかむことまでの役割を果たすこと。

**岩井邦夫（委員）**

住民合意を取りつけることを諮問されていません。

住民合意のやり方や、判断基準を我々は求められているのであって、我々が住民に説明して、賛否を問うことはありません。

我々が住民合意を取得するのならば、行政は何もしなくて良いということになります。

**寺嶋均（委員長）**

この点に関しては、渡邊副委員長からも意見書が事前提出されています。

渡邊副委員長、何か意見はありますか。

**渡邊忠明（副委員長）**

住民合意形成は、出来るだけ各段階で丁寧に住民に説明するといった、行動すべきことであって評価することではないという趣旨の意見書を提出しました。

しかしながら、亀倉委員の意見を聞いて、なるほどそういう見方もあるのかと思いました。

**川砂智行（事務局：副主査）**

事務局で大項目として住民合意形成を設定し、かつ配点を高くした理由は、亀倉委員の意見と同じです。

また、住民の皆様との合意形成を図る責任があるのはもちろん我々行政側にあり、我々が行います。

ただ、合意形成というゴールに向かっていくに当たり、スタートラインが有利な候補地、また、不利な候補地という差異はあると思います。

スタートラインが有利な候補地の評価は、高くすべきだと考えています。

**岩井邦夫（委員）**

2次審査、後の住民説明会は、誰が開催するのですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

主催者については、色々議論があるかと思いますが、当該説明会の目的は、応募があった土地の周辺にお住まいの方の理解度、協力度の度合いを確認するような説明会となります。

具体的な確認事項は、例えば、既に同意書を取得している、同意書に判を押す寸前まで理解が進んでいる、町内会の役員さん達までは既に合意している、町内会の全世帯に事前説明し概ねの理解はいただいている、反対意見ばかりが相次ぐ等々、色々な状況が想定されますが、そういった状況を確認して、0点から30点の幅の中で、他の候補地との相対的な比較も含め、総合的に評価をしていく考えです。

**岩井邦夫（委員）**

私が質問したのは、誰が責任を持って開催するのかということです。

**川砂智行（事務局：副主査）**

冒頭申し上げたように、主催者は色々議論があるかと思いますが。

**岩井邦夫（委員）**

まだ決まっていないということですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

明確には決まっていますが、用地検討委員会による開催ももちろん考えられると思います。

ただ、住民の皆様への説明は、もちろん我々事務局でやらざるを得ないと思います。

**岩井邦夫（委員）**

用地検討委員会が主催することも考えられるということですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

はい。

**岩井邦夫（委員）**

まだ決まっていのですね。

**川砂智行（事務局：副主査）**

決まっていません。

**岩井邦夫（委員）**

我々が決めれば良いのですね。

### **寺嶋均（委員長）**

通常は、住民と折衝は事務局が行います。

### **渡邊忠明（副委員長）**

説明も事務局で行うべきだと思いますが、こうした対立する事業の場合、特に学識経験委員の皆さんにお願いしたいことは、中間的な第三者的立場に立ち、ファシリテーターとしてサポートする役割があって良いと思います。

### **寺嶋均（委員長）**

住民との合意形成は、当事者である事務局が主体的に対応せざるを得ない事柄です。

検討委員会は、調査審議し答申するところまでが役割となります。

検討委員会が正面に立って住民との合意形成を進めるやり方も中にはあるかもしれませんが、検討委員会の答申を受けて事務局で対応するのが通常の進め方です。

### **川砂智行（事務局：副主査）**

検討委員会の委員の皆様は、住民との合意形成を図る作業を求めています。

先程、岩井委員が仰った2次審査の後の住民説明会は、住民を説得するとか、その場で理解を求めるとか、そうした趣旨ではなく、あくまで周辺住民の理解度・協力度の度合いを確認するだけです。

なお、先程も申し上げましたが、委員長の仰るとおり、住民の皆様との合意形成を図る責任があるのはもちろん我々行政側にありますので、我々が責任を持って行います。

### **寺嶋均（委員長）**

周辺住民の理解度・協力度と言葉では簡単に言えますが、正直言って非常に感覚的なものでしかなく、客観的な確認は困難だと思います。

もちろん周辺住民全員の同意書があれば最良ですが、実際問題として全員の同意は不可能です。必ず反対者が出てきます。

そういうものをどのように把握するかは感触でしかないと思いますが、事務局で説明会を開催し、委員がその場の感触で評価してしまって果たして良いのかという非常に難しい問題があります。

### **黒須良次（委員）**

2次審査の大項目は4つありますが、先程提案したのは、2次審査の大項目の1つとして、事業の実現性といった類いの大項目を設けたらどうかという提案です。

それに関連して、岩井委員から、それは1次審査でも良いのではないかという意見がありました。

やはり、これだけ大きな土地なので、皆さん懸念されているように、民有地の場合は境界未確定、占有者、土地の使用契約、担保、権利関係及び未相続等々の色々な懸念材料があり、いくら地権者が土地を譲渡したいと言っても、実際には取得出来ない、または取得出来ても事業施行出来ないといった、事業の実現性を左右するリスクがあります。

よって、これらを1次審査及び2次審査において性質別に分類し、出来る限り評価項目として設定することを提案します。

なお、地域の意欲、地元の行政組織としての意向、地権者と地元の協力関係及び積極的な

協働体制等は、加點評価の3次審査で扱うべきです。

そうした仕分けをお願い出来ればと思います。

#### **寺嶋均（委員長）**

権利関係は黒須委員が詳しいようですが、簡単に調査出来るものですか。

#### **黒須良次（委員）**

まずは地権者とのヒアリング及び法務局で土地登記簿謄本等を確認することが考えられますが、土地家屋調査関係の業者があるのでその辺は問題ないと思います。

#### **川砂智行（事務局：副主査）**

黒須委員が仰った事業実現性を脅かす要素というのは、色々な要素があり、それを事前に抽出して体系立て考え方を纏めることは、ある意味では作業として難しいものがあるかもしれません。

ただ、事業実現性に関し、全く考慮していないわけではなく1次審査No.4その他の①番をご覧ください。

ここでは例示として、活断層、規模な不法投棄と土壌汚染及びアクセス道路確保が極めて困難な点を掲げていますが、こうした施設の建設運営に関して著しく不適または困難な土地を除外するとしています。

黒須委員が仰った懸念が現実化した場合は、これに該当すると思いますので、この規定で除外すれば良いものと考えています。

なお、仮に色々な権利設定がされていたり占有者がいても、もちろん解決できる場合もありますので、最初から除外することはないと思います。

また、先程、積極的な地域の意欲を確認して評価するというご提案ありましたが、募集条件のうち応募者資格については土地所有者だけで良いということで、既に会議で決めています。

そうした形の評価をするのであれば、土地所有者と地元町内会等の同意をセットにした応募形態が馴染むと思います。

#### **亀倉良一（委員）**

委員長案との関連ですが、先程委員長から事務局案No.14の周辺住民の理解度・協力度を評価するに当たり、自治会のない現在地をどう評価するかという話がありましたが、周辺自治会で構成する印西クリーンセンター環境委員会が設置されているので、その中で当然判断されることです。

よって、先程の疑問を持つ必要はないと思います。

また、先日、委員長の論文を拝読し非常に勉強になりましたが、委員長案は豊富な経験の上で出されていることだとは思いますが、この修正案だけで見ますと、それでは住民の合意形成というのは、どこで図るというふうにお考えですか。

#### **寺嶋均（委員長）**

私の案は、住民合意形成を評価対象外としています。

住民合意形成を客観的に評価するために、どのような評価項目があり得るのか色々と検討してみましたが、アンケートを除き感覚的に捉えざるを得ない評価項目しかなく、そうした

ものをベースに評価することで、果たして良いのかという疑問があります。

よって、客観的に把握出来ることだけを用地検討委員会で評価し、説明会等で出た住民からの意見は、コメントで残しておくことが考えられます。

なお、前回計画の経緯からすると、3次審査の後、最終的に順位付けをした際、最終的な評価結果に対する説明会を開催する必要があると思います。

その説明会における住民意見も管理者への答申に添えて、政治家である管理者が政策判断して最終的に適地を選定する形でないと、なかなか纏め切れなれないと思います。

#### **亀倉良一（委員）**

住民合意形成に関して、事務局案の補足資料37ページでは、最高点が30点で、それから1点から29点、0点という3段階の配点になっています。

確かに客観的な物差しできちんと決めることは、なかなか難しいかもしれませんが、30点の配点の中、1点から29点の幅をどのように決めるかは、やはり色々な情報を得て、こうしたディスカッションの中で、全体の合意でランキングをしていくのだと理解しました。

例えば参考資料②の他事例の比較評価項目等を見ると、住民の合意形成の評価項目として、大項目が「合意形成」とした区分で、内訳として「地権者」、「地元の合意形成過程」及び「他市町との協議」とした3つの中項目があります。

地権者の小項目としては、1点目が「地権者の数」で、最も少ない候補地を3点とし、その他は比例配点しています。

2点目は「権利関係」で、権利解除が必要ない場合は満点、以下、権利解除の必要はあるが難易度が小さい、難易度が高いという区分をしています。

地元の合意形成過程の小項目としては、1点目が「候補地応募について地元住民への周知度」で、各戸への文書配布または回覧している場合は満点、以下、区民総会等の場での説明、住民レベルまでの周知はしていないという区分をしています。

2点目は「候補地応募について住民意見の集約方法」で、住民投票又はアンケート等全世帯を対象とした意思確認している場合は満点、以下、区民総会等の場での意思確認、区長及び役員等での意思確認という区分をしています。

3点目は「周辺地域への周知」で、関係する地域の住民レベルまで周知がされている場合は満点、以下、区長・役員に周知がされている、周辺地域には周知がされていないという区分をしています。

こうした他事例を見ると、補足資料の37ページに記載されている1点から29点を範囲とした点数付けは、このように行うものと理解しました。

これであれば出来るし、やらなければいけないと思います。

結果的に、委員長が仰った事後の何段階かのフローと重なってくるかと思いますが、いずれにしても用地選定の基準を作る段階で、住民合意に関する項目を全てなくすことは、今までの流れからすると妥当ではないと思います。

#### **河邊安男（副委員長）**

亀倉委員の意見は、そのとおりだと思います。

ただ、評価基準をより明確にした上で取り組むべきです。

現状では1点から29点の範囲でどのように採点するのか全く分かりませんので、評価基準を亀倉委員から紹介のあった他事例のような形でより明確、より定量的にして対応する必要があります。

そうしたことが出来れば、事務局案が良いと思います。

その評価基準の中に地権者の数等が入れば、委員長の案も含まれてくる形になります。

重要なことは、評価基準をどのように定量的にするかです。

#### **寺嶋均（委員長）**

事務局案の住民合意形成は、評価基準が具体化されていないことから、評価が出来ないのではないかという意見ですね。

#### **土田寛（学識経験委員）**

1次審査が条件確認、2次審査が不適状況の評価、3次審査がより良い条件の評価という全体的な枠組みの中、配点の問題及び大項目として住民合意形成または地権者の状況という選択肢はありますが、一旦、この枠組みで仮置きして、河邊副委員長から意見のあった中身の話を進めたら良いと思います。

#### **寺嶋均（委員長）**

小項目の移動等も考えられますが、全体的な枠組みはよろしいでしょうか。

#### **岩井邦夫（委員）**

3段階審査で適地を絞り込みますが、最後に住民合意を得る必要があります、いくら評点合計が高くても、住民が嫌だと言えばひっくり返る可能性がありますので、住民合意は評価の一部ではなくて最後の砦みたいな部分だと思います。

私は、前回計画の検討委員会委員でしたが、住民合意は法律上必要ないとよく言われました。

しかし、住民合意がしっかり形成出来ていない状況で計画をオープンにしたところ、住民の強い反対があり、前回計画を進めようとした印西市長が選挙で負けてしまい、結局、選挙結果が住民合意と同義になりました。

やはり、住民にきちんと全ての計画を説明し、先程来申し上げているように最後は住民とのネゴシエーションが重要になると思います。

焼却場造ります、高効率発電ですとだけ言っても住民には何のメリットもありません。

住民にとってどんなメリットあるかを我々が示せるのなら良いですが、それは出来ません。

例えば道路拡幅や保育所の整備など、そうした交渉的なことは行政側の仕事ですが、それを経ないと、ゴールまで辿り着かないものと認識しています。

そういう意味で以前から申し上げていますが、住民合意を途中で形成することはまず無理だと思います。

#### **土田寛（学識経験委員）**

岩井委員の意見のとおり、住民合意形成は事務局ないし組合がアプローチするものなので、任せるとして、用地検討委員会は住民合意の程度について客観的に判断することが基本だと思います。

よって、大項目で形成と表現すると、用地検討委員会で住民合意を形成しなければいけな

いという解釈も成り立ってしまうので、住民合意の程度ないしはその状況というような表現にすれば良いと思います。

また、権利関係が複雑な状況だとロンダリングではありませんが、一時デベロッパーが行っていた不良債権の洗いたいなことになるので、一気に事業費に跳ね返ることを考えると、事業の難易度のような表現もありましたが、委員長提案の地権者の状況や敷地境界の確定状況に類する項目は、場合によっては2次審査に加えることが考えられます。

なお、住民合意の形成の程度ないしはその評価は、先程、亀倉委員から紹介のあった手法で3次審査において整理すれば良いと思います。

**渡邊忠明（副委員長）**

亀倉委員と土田学識経験委員の意見に基づくと、住民合意形成とした事務局案の大項目は、住民の理解度という表現に置き換えたほうが良さそうな感じがします。

**土田寛（学識経験委員）**

候補地周辺住民の理解度ですね。

**渡邊忠明（副委員長）**

同意ではなく理解度。

**土田寛（学識経験委員）**

理解度ですね。

事務局案No.14の小項目の表現を大項目に繰り上げるような形です。

**渡邊忠明（副委員長）**

住民合意形成と表現すると、何か凄く重い責任を負わされるような気がします。

**岩井邦夫（委員）**

用地検討委員会が住民合意を形成することは無理です。

**寺嶋均（委員長）**

用地検討委員会が住民に対して情報を提供し、どの程度の理解が得られたかという評価になります。

もちろん応募者が自主的に同意書を取得すること自体は、結構な話です。

**朝日大輔（コンサルタント）**

先程、亀倉委員から紹介いただいた事例は参考資料②の3番、18ページの長野県佐久市の公募事例となります。

**寺嶋均（委員長）**

地元の合意形成過程と表現していますね。

**朝日大輔（コンサルタント）**

その右側の19ページをご覧ください。

今後の合意形成の見込みに関する定性的な評価の表となります。

平根地区の1番上をご覧ください。分かりますが、平根地区はごみ焼却施設の安全性や環境への影響等について専門講師を招いた学習会の開催及び先進視察の見学などの活動を通じて理解を深める取り組みを行っています。

公募型の他事例では、ここまでされている地区もあるので、合意形成に関する取り組みを

適切に評価すべく、0点から30点というかなり幅を持たせた配点としています。

また、合意形成に関する取り組みの全てを想定することが出来ない現段階で、何が何点という基準を決めるよりも、応募があった段階で候補地毎における合意形成に関する取り組み状況を確認及び評価することが適切だと思います。

**土田寛（学識経験委員）**

委員長案及び佐久市の公募事例にもありますが、地権者数が少ない候補地の点が高いという意味が良く分かりません。

**川砂智行（事務局：副主査）**

地権者数が多ければ、やはり法定相続人の数も当然増えるでしょうし、買収契約に至るまでにおいて、何らかの阻害要因が発生する確率が増加すると思います。

ただ、今回の我々の公募に関しては、土地所有者の同意を条件としていますので、基本的には土地所有者の多寡で、買収に係るそう大きなリスク差はないものと考えています。

**土田寛（学識経験委員）**

地権者数が少なくても、法定相続人が50人というケースや、相続税制の改正の関係で非嫡出子の件もありますので、先程も申し上げたとおり、権利関係は少し前倒して調査したほうが良いと思います。

3次審査の住民合意形成過程については、周辺へのネゴシエーションの費用の問題は別としても、これが発展すれば単なるネゴシエーションから、次期施設の整備に当たり地域が良くなるという、まちづくり意識のようなものまで幅広く評価出来るような項目になると思います。

**寺嶋均（委員長）**

参考資料②18ページの佐久市の公募事例ですが、地元の合意形成の過程に係る評価項目で、「候補地応募について地元住民への周知度」とありますが、住民が自主的に行ったことを評価する考えですか。

地元住民への周知に関し、各戸への文書配布や回覧は、本来行政側が行うものなので、事務局がどれだけ地元周知したかという評価にも取れます。

**朝日大輔（コンサルタント）**

佐久市の公募事例は、住民が自主的に行ったことを評価する考えです。

**糸山豊（コンサルタント）**

佐久市の公募事例は町内会応募であり、地権者同意は別途になります。

よって、地権者及び権利関係についての評価項目を加えたのだと思います。

**寺嶋均（委員長）**

アンケート等全世帯を対象とした意思確認もありますが、これも集落等で自主的に行ったかどうかという意味合いでしょうか。

**朝日大輔（コンサルタント）**

そうです。

なお、恐らく公募の後、平根地区でアンケートを行っていたことを行政側が把握したので、評価基準に加えたと考えられます。

### 土田寛（学識経験委員）

2次審査と3次審査の間に住民説明会がありますが、例えば事務局がサポートするなり費用の一部を肩がわりして住民側で開催していただき、用地検討委員会で傍聴することなども考えられます。

いずれにしても3次審査の前に住民合意形成の状況に関するアウトプットが必要となります。

### 寺嶋均（委員長）

どのような小項目を設定するかは、改めて佐久市の公募事例を参考にしながら検討したいと思いますが、用地検討委員会の今後の予定もあるかと思えます。

また、アンケートなどは簡単に出来るのかどうかという問題がありますが、実際のところ、もう少し検討時間を取って詰めないと、なかなか決め切れなないと思えます。

### 土田寛（学識経験委員）

合意ラインの設定に関しては、関連法で幾つか参考になるものがあると思えます

例えば、都市計画法に基づく地区計画は、住民発議型・行政発議型ともに、法定で地権者の3分の2以上の合意が必要です。

また、建築基準法に基づく建築協定は、基本的に100%合意が必要です。

### 寺嶋均（委員長）

本日、皆さんに意見を出来るだけ出していただいて、特に第3次審査のフレームをもう一度整理してから審議したほうが良いと思えます。

住民合意ないしは住民の理解度をどうやって評価したら良いかということに対し、第三者が納得出来る方法をこれから作り出さないといけません。

1次審査及び2次審査は概ねの合意が得られていると思えますが、先程、黒須委員から地権者の状況などに関しては2次審査へ盛り込んでみても良いのではという意見もありました。

### 堀本桂（委員）

1次審査及び2次審査は概ねの合意とありましたが、大項目としてはという理解で良いですか。

### 寺嶋均（委員長）

はい。

### 土田寛（学識経験委員）

ランダムな発言になってしまいますが、2次審査における環境保全のNo.1 地球温暖化防止ですが、収集車の走行距離の算出に関しては、温暖化ガスだけの問題ではなく、交通安全の面もあるので用地選定では結構重要な要素になると思えます。

この辺はごみ処理基本計画検討委員会が担任する部分になるかもしれませんが、平成22年国調に基づく人口重心位置を図示していますが、これは、当然のこと将来予測の関係で人口構成は変わってきます。

細かい話をすると、高齢化も伴って人口構成が変われば、1人当たりのごみ排出量原単位も当然変わってきます。

端的に言うると計画論のレベルとして、もう半歩前に出ていても良いと思います。

また、3次審査におけるNo.16の概算事業費ですが、評価の考え方として用地取得費用、基盤整備費用、収集運搬費用及び収益費用で構成される概算事業費が安価な候補地が望ましいとしています。

建築学の観点における建築物の一般論としては施設を長寿命化させる中、例えば50年使うとすると、イニシャルコストは全体の10%でしかありません。

そういうことからすると、ランニングコストをどう適切に見積もるのが重要となります。

例えばトータル的なライフサイクルコストの視点は現段階で評価項目に入らないと思いますが、ある種のアローワンスとして視野には入れておいたほうが良いと思います。

また、総事業費ベースで考えた際、土地のクリーン度の問題、関連公共施設の問題及び地域還元施設関連の費用などが、この概算事業費の中でどう組み込まれるのか。

要するに、住民合意を得るための地域振興事業費のようなものが膨大に掛かるということになると、先程のランニングコストの話は置いておいたとしても、イニシャルコストベースで大分変わってくるような気がします。

また、用途地域の問題として、住居系を保全する視点で評価基準を設定していますが、感覚的には第1種及び第2種住居地域までは住居系ですが、準住居地域以降については判断が難しいと思います。

逆に地域貢献度の観点で熱利用を考えると、商業系の用途地域の考え方は少し配慮が必要になるかもしれません。

また、印西地区の用途地域はほとんど市街化調整区域なので、当該区域を減点とするのはどうかと思います。

#### **黒須良次（委員）**

用途地域関連ですが、これからの千葉ニュータウンは集約的なまちづくりという話があり、駅の周りに商業地域指定がされていて、要するに生活圏の中心が駅となります。

それぞれの駅がクラスター状に沢山あるので通常の一般市街地とは違う部分があり、駅周辺に都市の主要な機能がこれから増々必要になるのではと思います。

そうした中で、商業地域にごみ処理施設あって良いのかという話が多分あると思います。

印西市長は繰り返し絶対マイナスだと言っていますが、本用地選定における商業地域の評価が、ニュータウン地域の特性の中でプラスなのかマイナスなのかは議論の余地がありますので、若干シミュレーションをしなければいけない部分もあると思います。

#### **寺嶋均（委員長）**

専門家の立場から色々な意見がありましたが、事務局で検討の参考としてください。

#### **堀本桂（委員）**

用途地域の評価は、住居系と工業系で区分けしている状況ですが、もう1回議論し、もう少し丁寧に区分けしたほうが良いと思います。

例えば、準工業地域は工業という名称がついていますが、現実的に印西地区では準工業地域の多くが住居系の用途地域と隣接しています。

第2種住居区域までは完全に住居地域で、準住居地域から準工業地域までは、実態的な地

域としては「やや住居」の状況が多いと思います。

**岩井邦夫（委員）**

事務局案の市街化調整区域はマイナス5点になっていますが、野田市の応募条件を見ると、市街化調整区域に限定すると書いてあります。

本来、どこに建設するのが1番良いのかは、余熱利用にもよるとは思いますが、市街化調整区域はマイナスではなく0点ではないかと思えます。

また、現に農業を営んでいる農地ですが、土地を売りたいくても農業委員会の了解を得て農地転用しなければならず、簡単に手続き出来ないことを聞いています。

農用地区域の評価は最大でもマイナス5点ですが、建設出来ないのであれば1次審査で除外すべきではないですか。

**朝日大輔（コンサルタント）**

農用地区域は除外及び転用手続きをします。

**岩井邦夫（委員）**

簡単に手続き可能ですか。

**渡邊忠明（副委員長）**

難しい手続きですが、都市計画施設の場合は他のものに比べれば簡単です。

**土田寛（学識経験委員）**

建前は難しいですが、農業の後継者がいないこともあり農地転用は既成事実化しています。

**岩井邦夫（委員）**

以前、絶対に駄目だと言われたことがあります。

**藤森義韶（委員）**

白井市の場合は非常に簡単です。

**朝日大輔（コンサルタント）**

概算事業費について誤解があってはいけないので、追加説明します。

補足資料の38ページご覧ください。

評価方法の②番で、基盤整備費用として造成費用、アクセス道路費用、電気、水道、下水道などのインフラ整備費という構成としており、ごみ処理施設の工事費は含んでいません。

**岩井邦夫（委員）**

ごみ処理施設の工事費は、どこに建てても一緒ということですか。

**朝日大輔（コンサルタント）**

インフラ整備までの事業費は差異がありますが、ごみ処理施設の工事費は一緒です。

**岩井邦夫（委員）**

用地面積をもう一度確認しますが、これまでは2.5ha程度としていました。

今回、2.5haから3ha程度と0.5ha程増えたのは調整池の関係とのことですが、本当に調整池が必要となる場合がありますか

他の中間処理施設で、調整池がある施設を見たことがありません。

また、大事なことですが、将来の建替え用地を確保すべきという話は聞いていますが、今回計画は将来の建替え用地を確保しないことで良いのでしょうか。

募集要項案に「30年間の安全稼働」と記載されています。

**川砂智行（事務局：副主査）**

ごみ処理基本計画検討委員会から提出のあった次期中間処理施設整備事業の基本方針は前回会議で皆様に提出しましたが、2.5haは建替え用地も考慮してあると記載されています。

よって、2.5haは建替え用地を含んだ面積と理解しています。

**岩井邦夫（委員）**

では、募集要項案に記載されている「30年間の安全稼働」はどう理解したら良いですか。

将来の建替え用地を確保するのならば、60年間若しくは未来永劫その用地で稼働するということでは。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

その用地で何年間稼働ということではなく、施設整備する上で、その施設は30年間稼働するというを基本方針に盛り込んでいます。

**岩井邦夫（委員）**

住民に対しては、将来の建替え用地があるということは、住民にとっては未来永劫ということになります。

これは非常に大事なことです。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

基本的には、将来の建替え時期に再度協議すべき事項だと思いますが、今現在の2.5haの用地は建替え用地を含んでいるという表現になっています。

ただし、60年間の稼働や未来永劫の稼働は現時点で決まっていません。

**岩井邦夫（委員）**

用地はありますということだけですか。

**寺嶋均（委員長）**

4時を過ぎてしまいましたが、30分程会議を延長したいと思います。

**渡邊忠明（副委員長）**

黒須委員が提案するファクターが2次審査に入れば、配点が変わると思いますが、基本的な考え方としてエコロジストを自認する私が発言するのは非常に辛いのですが、環境保全の25点に対し安全性の15点は低過ぎると思います。

液状化予測地域は対策工事を施せば立派な用地となるから良いということですが、余計なコストが掛かるので、そういうことを考えると環境保全の里地・里山の保全から5点を引いて、安全性の最大配点をマイナス20点、液状化予測地域の最大配点をマイナス15点とする考え方が妥当ではないかと思います。

**岩井邦夫（委員）**

環境保全の配点を削るのではなく、液状化はコストだけの話なので対策工事費を概算事業費に加えたらどうですか。

**寺嶋均（委員長）**

ダブルカウントになると、評価項目としてはまずいと思いますが、液状化予測地域で発生

するコストは、経済性の問題としてNo. 1 7 概算事業費で評価することになっています。

また、先程、No. 1 1 地球温暖化防止に関して、No. 1 7 の概算事業費を構成する収集運搬費と重なることから、地球温暖化防止に関してはマイナス5点で良いという趣旨の事務局説明がありましたが、地球温暖化防止と収集運搬費は全く別次元の概念です。

地球温暖化の問題がこれだけ社会問題化してきているので、マイナス5点ではなく、マイナス10点でも良いと思います。

**岩井邦夫（委員）**

賛成です。

**渡邊忠明（副委員長）**

私も地球温暖化防止の配点を増やすことを提案しようと思っていました。

また、里地・里山の保全ですが、意見書でも申し上げましたが、森林法の民有林の状況で判断するとのことですが、里地・里山の雑木林は森林法に該当しない場合があること及び里地・里山を構成する重要な要素の1つである田に触れていませんので、評価基準を考え直すべきだと思います。

例えば湧水地や自然観察・保全活動の対象地などが考えられます。

また、白井市の場合は、市民レベルで「しろい環境よいとこ百選」の取り組みがあり、一定の評価を得ている場所があります。

また、No. 1 0 の生物多様性の保全ですが、猛禽類を評価基準の1つにしていますが、レッドデータブックあるいはレッドリストに掲載されている絶滅危惧種レベルが、印西地区には結構生息等しています。

また、もう1つの評価基準として鳥獣保護区を挙げていますが、鳥獣保護区は印旛沼と手賀沼の水面が主な保護区に指定されていると思いますので、無視して良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

里地・里山の保全は、地域の方がどれだけの思い入れがあるのかというところ辺りがよく分からないのですが、事務局案のマイナス15点は結構大きい配点です。

**渡邊忠明（副委員長）**

No. 1 1 の地球温暖化とNo. 1 2 の液状化予測地域の最大配点をそれぞれ5点増やすことが良いと思います。

また、No. 9 の里地・里山の保全は、森林法の民有林の状況を評価基準にすると、保全の必要性が高いとは言えない杉林などの減点が多くなってしまい余り妥当ではないので、湧水地、地域住民の活用度、ケビン・ショート氏や東邦大学の長谷川先生などが行っている自然観察会の場所、先程紹介した市民レベルで一定の評価がされている場所などを基準として評価すれば良いと思います。

**土田寛（学識経験委員）**

渡邊副委員長の意見についてですが、やはり前提となるのは都市計画施設であるということです。

もちろん自然は大事ですが、人間の生活とのバランスみたいなものがある中、自然観察会の場所という評価基準は分かるのですが、どのような団体が、どういう趣旨で、どういう活

動をしているのかという背景のようなものが評価基準の設定で必要になると思います。

里山はどちらかという、元々は従来型の集落の地域地縁の中で活用されていたが、確かに自然観察会などは地域の方達とのコンセンサスに基づいたコミュニティ活動という状況はあると思います。

何をどう重要視していくかは、この会議での議論ですが、やはり住民に対する客観的な説明性をどう担保出来るかということが気になります。

なお、レッドデータブックは、例えば物理的なりジッドな範囲としてどう扱うかという辺りが少し悩ましいところだと思いますが、良い既存調査資料があれば是非お聞きしたいと思います。

**渡邊忠明（副委員長）**

レッドデータブック及びレッドリストに掲載されている種は、東邦大学の長谷川先生が色々な住民団体から情報収集しデータベース化しています。

**土田寛（学識経験委員）**

学術データとしては良いですが、行政データとして置き換えられているかという問題があります。

**渡邊忠明（副委員長）**

白井市は行政データに置き換えています。

**土田寛（学識経験委員）**

印西市・栄町はどうするかという話になります。

**渡邊忠明（副委員長）**

里地・里山に対する思い入れがあり、市民運動が活発に展開されている場所が幾つかあるわけですが。

**土田寛（学識経験委員）**

そうだと思います。

**渡邊忠明（副委員長）**

里山の保全活動を行っているNPO法人は、地域の方々と協力し合い、協働により取り組んでいます。

先程申し上げた自然観察会は、地方公共団体がケビン・ショート氏や長谷川先生を講師に招いて定期開催している場所があります。

そのような土地はやはりマイナス評価すべきだと思います。

**土田寛（学識経験委員）**

端的に言うと、その土地の地権者が応募してくる可能性があります。

**渡邊忠明（副委員長）**

その場合はマイナス評価となります。

**土田寛（学識経験委員）**

それだと公募の幅を狭めたくないという意見に反してしまうと思いますが。

**岩井邦夫（委員）**

それは良いと思います。評価なので。

**渡邊忠明（副委員長）**

応募するのは自由です。

**寺嶋均（委員長）**

色々な意見がありましたが、先程、藤森委員から、ごみ焼却熱の利用に関して意見がありました。

次期施設は高効率発電を行うので、熱利用に関する評価項目はいかかなものかという内容だったかと思います。

この点に関しては、純技術的なことになるとと思いますが、実は高効率発電しながら熱利用する技術システムもあるので、ごみ焼却熱の利用形態とした評価項目は生かしておいて良いと思います。

**藤森義韶（委員）**

それは、ごみの量との関係があると思います。

高効率発電を行うには一定のごみ量が必要で、場合によってはプラスチックを燃やさなくてはいけないという状況も出てくる可能性があります。

ごみ処理基本計画検討委員会で予測した将来ごみ排出量は、166 t ± 10%ですが、実際のごみ量が減ってくると、今度は発電の効率が落ちてしまいます。

そうすると、果たして高効率発電と言えるかどうか。

高効率発電を行う理由の1つは、大災害時の電力補給もありますが、同時に売電することにより、施設の維持管理運営費に充てるということです。

学識経験委員の皆さんはご存じだと思いますが、ふじみ衛生組合の中間処理施設は、通常の運営費の6割は売電によって補っています。

しかし、ごみ量が不足しているというようなことも言われています。

よって、高効率発電を行うためには、ごみ量が非常に重要になりますので、蒸気供給をしたら高効率発電になりません。

**寺嶋均（委員長）**

施設規模に応じて設定された熱効率を上回れば、2分の1の交付金が出ます。

つまり、視察規模が小さい場合、求められる熱効率は下がるという制度になっています。

**岩井邦夫（委員）**

現在、求められている熱効率は何%ですか。

**藤森義韶（委員）**

20%以上です。

**河邊安男（副委員長）**

そこまでいきません。

**岩井邦夫（委員）**

26%位と聞いていますが。

**河邊安男（副委員長）**

それは1,000 tクラスの中間処理施設です。

**岩井邦夫（委員）**

発電に寄与しない熱は逃がしているので、焼却熱は他にも使えるということですね。

**藤森義韶（委員）**

ふじみ衛生組合の中間処理施設は288t規模で、熱効率は20.3%位です。

最近の200tクラスの中間処理施設は、熱効率20%位が多いです。

**亀倉良一（委員）**

環境省の基準は、200tクラスの中間処理施設で熱効率15.5%です。

**藤森義韶（委員）**

環境省の基準としてはそうですが、実際の事例としては熱効率20%位が多いです。

**亀倉良一（委員）**

基準に適合するかどうか重要だと思います。

**藤森義韶（委員）**

高効率発電しながら焼却熱を外部供給する余裕が果たしてあるかどうか。

また、現在地は焼却熱の供給先がありますが、その他の地域では、ほとんど考えられませんが、

**寺嶋均（委員長）**

焼却熱の需要が少ない地域では発電に特化するなど、地域によって焼却熱の利用形態に違いが出てきます。

**黒須良次（委員）**

観点を変えますが、1次審査No.1面積要件の備考で、必要かつ妥当な用地面積の確保と記載されていますが、例えば3haで応募したところ、その内0.5haが自然公園区域や洪水浸水地域である場合、2.5haは満足しているので問題ないという考え方で良いですか。

また、2.5haから3ha程度という概ねの条件なので、例えば上記例の0.7haが自然公園区域や洪水浸水地域である場合、条件を満足する土地面積は2.3haとなりますが、それであっても問題ないという考え方で良いですか。

**寺嶋均（委員長）**

事務局ではどのように解釈していますか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

本件は、本日の今後の審議に直接影響しないと思いますので、事務局内で確認整理の上、後日説明します。

**黒須良次（委員）**

2次審査関係ですが、最初に100点を与え、No.5からNo.13の評価項目で減点していくという考え方ですが、60点以上の候補地は3次審査に進むと記載されています。

この及第点は仮決めということで、実際に全体的な評価をした結果、例えば下位の2つの候補地はどうもあまり良さそうではないという判断をした際、当該判断を反映する任意の点数を及第点にするといった弾力的な考え方をすることで良いですか。

**寺嶋均（委員長）**

評価結果を見てから足切り点を決めるという手法もあり得ます。

**黒須良次（委員）**

60点が独り歩きすると問題だと思います。

**堀本桂（委員）**

私もその点が非常に気になっており、1点の重みは結構大きいと思います。

各評価項目は、点数化しやすいものとしにくいものがあることから、足切り点は柔軟に運用したほうが良いと思います。

**寺嶋均（委員長）**

4時20分となりました。

**岩井邦夫（委員）**

資料2ページの候補地の募集要項は、次回審議ですか。

残り10分では終わりません。

**堀本桂（委員）**

本日は評価項目を断片的に議論していると思いますが、きちんと1項目毎に議論及び整理したほうが良いと思います。

今後、どのように調査審議する予定ですか。

**寺嶋均（委員長）**

本日、特に3次審査の評価項目は色々な意見が出され、また、一部を2次審査へ回したらどうかという意見もありましたので、実際のところ本日の皆さんの意見をもう一度整理し直さなければ纏めるのが難しいと判断しました。

具体的には、今後、周辺住民の理解度・協力度をどのように評価したら良いかなどに関する意見やアイデアを来週中位までにメール等で事務局へ出していただき、それをベースにもう一度事務局で整理してから調査審議したいと思います。

また、候補地の募集要項も修正点等があれば事務局へ意見を出してください。

（「異議なし」との発言あり）

**寺嶋均（委員長）**

なお、事務局では次回会議の前に意見交換会を開催したいという考え方もあるようですが、いずれにしても次回会議で改めて調査審議したいと思います。

**柴田圭子（委員）**

評価方法について確認しますが、個人的な感覚で定性的評価をすることは難しいと思うので、予め定量的な評価基準を定め、それに基づいて評価するという考え方で良いですか。

**寺嶋均（委員長）**

基本的には補足資料に検討の方法及び基準が纏められていますが、不十分な部分及びブレークダウン出来るような部分があれば修正を加えるにしても、基本的にはこの補足資料をベースに評価することになります。

確かに評価項目の中には定性的な評価しか出来ないものもあるかもしれませんが。

その場合は用地検討委員会の委員意見の平均値等で評価せざるを得ないと思いますが、現

評価基準で判断しにくいものがあれば、事務局へ意見を出してください。

事務局から今後のことで説明はありますか。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

本日は長時間の審議をいただきましたが、多岐に亘る項目なので、なかなか着地点を見出すことは難しいと思います。

先程、委員長から纏めのあった来週中位を目途とするメール等での意見提出ですが、今後のスケジュールを勘案し、10月31日までの提出でお願いしたいと思います。

また、提出いただく意見は相反するものもあると想定され、事務局で取捨選択及び整理等するのは非常に難しいので、委員の皆様と事務局の意見交換会を来週の11月3日に開催したいと考えていますが、いかがでしょうか。

なお、意見交換会は正式な委員会形式ではなく、ざっくばらんに1項目ずつ調整すること考えています。

その後、11月12日に予定していたふじみ衛生の視察を延期し、当該日に第8回会議を開催し、評価項目及び募集要項等を決定したいと考えています。

**寺嶋均（委員長）**

先ず、11月3日に意見交換会を開催することについていかがか。

**亀倉良一（委員）**

開催時間はどう考えていますか。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

13時の開会で考えています。

**寺嶋均（委員長）**

11月3日の意見交換会資料は、10月31日までに提出された委員意見をベースとして、事務局判断で整理したものにならざるを得ないと思いますが。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

プロジェクターを用いながら議論していただき、パソコンによりその場で修正しながら11月12日の第8回会議資料案を作成することで考えています。

**寺嶋均（委員長）**

意見交換会の開催までに、委員意見を反映及び調整した資料を作成することは無理だが、当該意見をベースとして意見交換会で議論する考え方ですか。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

そのように考えています。

**岩井邦夫（委員）**

意見交換会で、候補地の募集要項も議論しますか。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

募集要項は評価項目等と連動しますので、一緒に議論していただければと思います。

**岩井邦夫（委員）**

11月12日の第8回会議は何時から開催しますか。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

13時の開会で考えています。

**寺嶋均（委員長）**

ふじみ衛生組合の視察は中止ですか。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

視察は延期とし、改めて日程調整します。

**寺嶋均（委員長）**

11月3日午後1時から開催する意見交換会で議論を進め、その結果を含めて11月12日に開催する第8回会議で、比較評価項目・基準・配点案及び候補地の募集要項を決定することになります。

意見交換会は、都合がつかない委員は欠席で止むを得ないと思います。

**黒岩七三（委員）**

11月の第4週は会議を開催しないということですか。

**高橋康夫（事務局：主幹）**

11月12日の第8回会議で内容が決定されれば、11月の第4週の会議は開催しません。

**岩井邦夫（委員）**

12月の会議日程はどうなりますか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

今後の粗々の段取りですが、意見交換会の後、11月12日に開催する第8回会議で評価項目及び募集要項等を決していただきましたら、その後、速やかにパブリックコメントの準備に入ります。

パブリックコメントの手続きが終わり次第、12月中に開催する第9回会議で、提出のあった意見を皆様へ報告し、また、中間答申等の案を決していただければと思います。

その後、12月中に管理者へ答申し、年明けの1月から候補地の募集開始という流れになります。

**岩井邦夫（委員）**

パブリックコメントを募集する期間はどの程度で考えていますか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

我々の組合は関係条例を定めていませんので、印西市市民参加条例の規定に準拠してパブリックコメントを募集することで考えています。

当該条例の規定に基づく募集期間は14日以上となります。

**寺嶋均（委員長）**

パブリックコメントの結果が分かった後に、会議を開催するということですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

第9回会議を開催します。

**渡邊忠明（副委員長）**

第9回会議の開催日は、12月第4週の22日ですか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

只今、11月3日の意見交換会及び11月12日の第8回会議にご協力していただける運びとなりましたので、それ以降の詳細スケジュールをこれから作成します。

作成次第、皆様に連絡します。

**岩井邦夫（委員）**

12月は色々な行事があり忙しいので、早急に詳細スケジュールを作成してください。

**川砂智行（事務局：副主査）**

承知しました。

**寺嶋均（委員長）**

11月3日の意見交換会は、予定がある方は欠席で止むを得ませんが、出来るだけ内容を詰めたと思います。

また、11月12日の第8回会議で、候補地の募集方法等に関する最終案を決定したいと思います。

## 次第6 その他

**寺嶋均（委員長）**

最後に、次第の6番、「その他」を議題とします。

その他、何かありますか。

**川砂智行（事務局：副主査）**

閉会后、委員長、副委員長、学識委員の皆様は、管理者室で次回会議に向けた簡単な打ち合わせをお願いします。

**寺嶋均（委員長）**

最後に、会議録に発言者の名前を記載してよろしいか確認します。

名前を記載することでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

## 次第7 閉会

**寺嶋均（委員長）**

これで閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

平成25年10月27日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会（第7回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 25 年 12 月 13 日

委 員 長

寺嶋均

会議録署名委員

山口 建

会議録署名委員

柴田圭子